

第3章 望ましい環境像

第1節 望ましい環境像

本市は、水系に沿って谷津が広がり、斜面に見られる樹林地のまとまりには、源流や豊かな生態系が育まれている自然豊かなまちです。一方、川の水や地下水の汚染、市民アンケート結果で課題として挙げられた不法投棄やごみのポイ捨てなど、日常生活に関係する様々な問題が発生しています。

生活の利便性の確保や新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな生活様式」に対応しつつも、環境を保全していく新たなライフスタイルを構築し、環境負荷の低減を図る持続可能な社会を目指すものとし、前計画の考えを継承するとともに、SDGsの視点を取り入れた望ましい環境像を設定します。

豊かな自然に抱かれた 安心して暮らせるまち 富里

第2節 施策の基本方針と関連するSDGsの位置付け

「望ましい環境像」を実現するために本市では様々な環境施策を実施します。これらの環境施策は、以下に定める施策の基本目標のもとに展開し、実施します。

環境目標1. 源流や緑を大切にした自然豊かなまち

基本方針	関連するSDGs目標
<p>高崎川や根木名川の源流域や谷津の斜面林、農地など里地里山を保全するとともに、市街地との緑のネットワークを創出し、それぞれに育まれた生物多様性を維持していくことを目指します。</p>	



環境目標2. 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち

基本方針	関連するSDGs目標
<p>私たちの暮らしや事業活動が環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、可能な限り環境への負荷を低減し、農村と都市が共存する、市民の誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。</p>	

環境目標3. 資源を大切にすまち

基本方針	関連するSDGs目標
<p>ごみの減量、適正処理を促進、カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの効率的な利用や新たなエネルギーの創出といった、資源循環型の社会システムが構築されたまちを目指します。</p>	

環境目標4. 地球にやさしく暮らせるまち

基本方針	関連するSDGs目標
<p>人の活動に伴い排出される温室効果ガスを原因とする地球温暖化を防止するため、市民・事業者の誰もが温室効果ガス排出量の削減に取り組むまちを目指します。</p>	

環境目標5. みんなで取り組むまち

基本方針	関連するSDGs目標
<p>市民、事業者、行政の全てが主体となって、身近な環境への関心を高め、共に考え、連携して、みんなで環境保全活動に取り組むまちを目指します。</p>	



第4章 施策の体系と展開

第1節 施策の体系

望ましい環境像に向けた環境目標を達成するためには、市民・事業者・行政が一体となり、施策の推進を図ることが重要です。さらに、将来の人口の減少や農業の衰退など、環境・経済・社会の現状と多岐に渡った課題に柔軟に対応することで、更なる推進を図ります。

望ましい環境像	環境目標	個別目標
豊かな自然に抱かれて暮らせるまち 富里	1 源流や緑を大切に自然豊かなまち	(1) 緑地・水辺環境の保全 (2) 谷津や農村環境の保全 (3) 動植物の保全と外来種対策の推進
	2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち	(1) 市街地の緑化の推進 (2) 河川や地下水の水質改善 (3) 安定した水循環・土壌環境の確保 (4) 大気汚染・騒音・振動・悪臭への対策の推進 (5) 景観・歴史・文化的遺産の保全
	3 資源を大切にすするまち	(1) ごみの減量化の推進 (2) 資源循環の推進 (3) 不法投棄の防止
	4 地球にやさしく暮らせるまち	(1) 地球温暖化防止対策の推進(緩和策) (2) 気候変動への対応の推進(適応策)
	5 みんなで取り組むまち	(1) 市民・事業者の環境保全活動支援 (2) 環境教育・環境学習の推進 (3) 協働による環境活動の推進 (4) 環境に関する情報の発信とネットワーク化の推進 (5) 子どもたちの目線



第2節 施策の展開

環境目標1 源流や緑を大切にした自然豊かなまち

私たち人間は、自然から空気、水、エネルギーなど生活に必要な資源を得ており、生物多様性をもたらす豊かな恵みが、私たちの生活に不可欠となっています。

しかし、現在の日本の生物多様性は、過剰な採取や捕獲、開発等による生息・生育地の減少、里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、外来種などの持込みによる生態系のかく乱、地球温暖化等による環境の変化により、大きな危機に直面しています。

私たちは、今の世代だけではなく、将来にわたって生物多様性の恵みを享受できるよう次の世代に引き継いでいく責務を有しており、生物多様性の保全に努めなければなりません。

本市は、自然に対する理解を深め、環境を大切にする意識を育むため、市民に対して自然と触れ合う場や機会を提供するとともに、自然環境の保全活動への積極的な参加を促進させる必要があります。

また、現在残されている貴重な自然を保全するとともに、手つかずの原生的な自然のみならず、雑木林や農耕地など身近な自然を適切に保全することや、失われた自然を再生することも必要となっています。

本市では、緑地環境を保全するために、開発の際の環境への配慮や、国や千葉県、関係団体との協働による保全活動を推進していきます。

《関連するSDGs目標》



個別目標 1- (1) 緑地・水辺環境の保全

番号	環境施策	担当課
1	宅地造成等の開発では、環境に最大限配慮するよう指導します。	都市計画課
2	源流域の自然環境の保全と活用を図る取組の実施及び周知徹底を行います。	環境課
3	文化財の借景としての緑地保全について周知を行います。	生涯学習課
4	河川の改修においては自然をいかした工法を採用するよう千葉県に働きかけます。	建設課
5	森林整備計画に基づき、植栽による人工造林や地域にあった天然更新を行い、森林保全を図ります。	農政課
6	生物の生息空間の確保に配慮した緑地、公園や親水空間の整備を図ります。	都市計画課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
宅地開発等に伴う公園緑地協議数	1	10 件/年	10 件/年	10 件/年
森林面積	2, 3, 5	742ha	現状維持	現状維持
都市公園面積	6	14.3ha	16.4ha	18.5ha



個別目標1-(2) 谷津や農村環境の保全

番号	環境施策	担当課
1	谷津の地域環境の景観や生物多様性保全などの自然環境の保全と活用を図る取組の実施及び周知を行います。	農政課
		環境課
2	農家の担い手の育成や移住・就農へのPRを行い、安定した農業経営の支援に努めます。	農政課
3	農家の高齢化や労働力不足などによる荒廃農地の発生を防ぐため、担い手への集積・集約化を推進します。	農政課
4	有機農法などを取り入れた環境保全型農業を推進します。	農政課
5	農業を体験できる機会、場を整備し、農業への理解を深める活動を推進します。	農政課
6	水路や圃場整備を行う場合には、環境に配慮した工法を採用します。	農政課
7	農村環境（農作物、雨水かん養、緑地、田園景観など）の維持・向上を図るため、地域共同活動を支援し、農地、水、環境保全の向上を推進します。	農政課
		環境課
8	都市居住者との農業を介した交流事業として、観光との連携によるエコツーリズム、グリーンツーリズムの推進を図ります。	農政課
		商工観光課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
共同活動組織数	1	7団体	現状維持	現状維持
新規就農者（各年）	1,2	4人	7人	7人
認定農業者（累積）	1,2	230人	245人	260人
荒廃農地面積	3	70ha	67ha	65ha
対象農用地面積	5,7	23,708a	23,750a	23,800a
富里スイカオーナー制度の開催	8	1回	継続	継続



個別目標1-（3）動植物の保全と外来種対策の推進

番号	環境施策	担当課
1	国・千葉県・関係団体と連携を図り、貴重な動植物の分布・生息状況などの把握を行い、保護に必要な基礎的データの確保に努めます。	環境課
		生涯学習課
2	貴重な動植物や植物群生の保護に努め、生物多様性の保全を図るとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ります。	環境課
		生涯学習課
3	国・千葉県・関係団体と連携を図り、生態系における相互作用に配慮しながら、野生動植物の保護、生息・生育できる生物多様性の保全環境の確保に努めます。	環境課
		生涯学習課
4	市域における外来種（特定外来生物）の生息状況の把握に努め、対策を行うための基礎的データの確保に努めます。	農政課
		環境課
5	外来種（特定外来生物）の侵入や拡散を未然に防ぐために、市民、事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うとともに、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）の遵守を促します。	環境課
6	外来種（特定外来生物）の侵入によって既存の在来種の生態系に影響を及ぼしている、又は及ぼす恐れがある場合には、駆除に努めます。	農政課
		環境課
7	サル、ハクビシン、イノシシ、カラスなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。	環境課
		農政課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
貴重動植物保全活動（各年）	1, 2	2回	4回	4回
フクジュソウの自生株数	3	3,121株	維持・向上	維持・向上
センダイタイゲキの自生株数	3	125株	維持・向上	維持・向上
カタクリの自生株数	3	400株	維持・向上	維持・向上
アライグマ捕獲数	4	54匹	減少	減少
カミツキガメ捕獲数	4, 5	1匹	減少	減少
農作物等に対する有害鳥獣の捕獲数	6	172頭	150頭	150頭
野生鳥獣による被害防止のための注意喚起	7	1回	1回	1回
鳥獣被害対策実施隊 隊員数	7	56名	100名	100名



環境目標2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち

社会における安心を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。

公害の防止や環境衛生の向上などにより、人の健康や生活環境への被害を防止し、引き続き、私たちの生活の基盤となる「健康で安心して暮らせるまち」の保全を図る必要があります。

本市では、生活環境の向上のため、身近な環境の緑化や、河川等の水質の改善のための情報提供、市民・事業者の意識向上を図ります。

《関連するSDGs目標》



個別目標2-(1) 市街地の緑化の推進

番号	環境施策	担当課
1	市街地における公園、緑地の整備と充実に努めます。	都市計画課
2	市民による維持管理の推進、また、公園づくりや改修の際は、市民参加を促進し意見を募ります。	都市計画課
3	公園の適正利用、美化清掃、事故防止等について普及啓発に努めます。	都市計画課
4	歴史公園内の緑地の整備を実施します。	生涯学習課
5	緑地協定の締結により民有地の郷土種による緑化を推進します。	都市計画課
6	郷土種を用いた公共施設の緑化を推進します。	都市計画課
7	土地所有者に対し、空き地の雑草等の除去を適正に行うように指導します。	環境課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間(見直し) 目標値	目標値
市内公園数(累積)	1, 3	122 箇所	128 箇所	133 箇所
公園管理協定締結公園数(累積)	2	68 件	74 件	79 件
空地の適正管理についての周知(広報)	7	3 回	3 回	3 回



個別目標2-(2) 河川や地下水の水質改善

番号	環境施策	担当課
1	公共下水道整備事業を計画的に推進し、整備区域外における合併処理浄化槽の更なる普及と、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進します。	上下水道課
		環境課
2	河川の水質を常時監視することにより、河川ごとの汚濁状況を把握し、谷津の不耕作水田がもつ水質浄化機能の活用など必要な対策を推進します。	環境課
3	生活排水対策について意識啓発を図ります。	環境課
4	基準値を超えている事業者に対して千葉県と協力して適切な指導を行います。	環境課
5	地下水質の調査・把握を継続し、良質な地下水の保全に努めます。	環境課
6	河川水質の維持・向上のため、関係機関との連携による保護活動などを実施します。	環境課
7	硝酸性窒素等浄化機能のある家庭用浄水器の設置のための支援を行います。	環境課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
高崎川 河川 BOD 濃度（各年）	2, 6	5.6mg/L	5mg/L 以下	5mg/L 以下
根木名川 河川 BOD 濃度（各年）	2, 6	2.8mg/L	3mg/L 以下を 維持	3mg/L 以下を 維持
木戸川 河川 BOD 濃度（各年）	2, 6	10.9mg/L	2mg/L 以下	2mg/L 以下
公共下水道整備率	1	46.3%	48%	50%
小型合併処理浄化槽設置補助基数 （各年）	1, 5	29 基	35 基	40 基
生活排水対策の意識啓発	3	1 回	1 回	1 回
公共下水道普及率	4	65.8%	68%	70%



個別目標2-(3) 安定した水循環・土壌環境の確保

番号	環境施策	担当課
1	家庭での水道使用量の節減について情報提供し、啓発します。	上下水道課
2	雨水浸透設備（透水性舗装、雨水浸透枡など）の整備に努めます。	建設課
3	土砂等の埋立てによる汚染防止のため条例を徹底・指導します。	環境課
4	土壌汚染防止に関する情報提供を実施します。	環境課
5	農薬等の適正使用の周知を図ります。	農政課
6	有害化学物質を使用する事業者に対し排出抑制を促進します。	環境課
7	有害化学物質濃度の情報を提供します。	環境課
8	印旛沼等の流域で行われる水循環保全に関する活動へ参画します。	環境課
9	市内の湧水を保全し、健全な水環境を確保します。	環境課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
1人1日平均給水量（各年）	1	313ℓ/人・日	288ℓ/人・日	280ℓ/人・日
浸透性舗装の整備延長	2	145m/年	150m/年	150m/年
美しい木戸川を守る会など 水循環に関する活動への参画	8	会議体 3種類	新たな活動 への参画	新たな活動 への参画
湧水に依存した生物	9	ホタル の生息	維持・向上	維持・向上



個別目標2-(4) 大気汚染・騒音・振動・悪臭への対策の推進

番号	環境施策	担当課
1	光化学オキシダント発生等に関する情報収集や監視に努め、適切な広報、情報提供を推進します。	環境課
2	基準値を超えている事業者に対して、千葉県と協力して適切な指導を行います。	環境課
3	農業団体等の各種団体に対し、野外焼却（野焼き）防止について指導を行うよう協力を検討します。	環境課
4	家畜の排せつ物や堆肥等による悪臭が著しい農家に対して適切な指導を行います。	農政課
5	航空機騒音に関して成田空港株式会社や千葉県・周辺市町等と連携して対応します。	企画課
6	大気汚染緊急時において、光化学スモッグ注意報発令及びPM2.5高濃度注意喚起に加え、熱中症の注意喚起を目的とした熱中症警戒アラートにより、住民等への速やかな周知を行います。	環境課
7	農業用廃プラスチック類の適切な処理を促進します。	農政課
8	農薬等の使用済み容器の適正処理を促進します。	農政課
9	家庭生活や事業活動の影響により公害が生じ、周囲に迷惑を及ぼさないよう住民・事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。	環境課
10	ペットのふんの処理や飼い方のマナーに関する意識啓発を図ります。	環境課
11	放射線に関する測定等は必要に応じて実施し、その結果について公表をします。また、情報提供についても、国・県と連携し実施します。	環境課
12	これまで発見されてきた物質とは異なる、人体等に影響のある有害化学物質が発見された場合には情報収集を行い、適切な広報、情報提供を推進します。	環境課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
大気環境（二酸化窒素浮遊粒子状物質二酸化硫黄）（各年）	1	環境基準達成	現状維持	現状維持
公害 苦情件数（各年）	2, 3, 4, 5, 9	96件	低減	低減
農業用プラスチック類の回収量	7, 8	304.98 t	現状維持	現状維持
ペットの飼い方のマナーに関する啓発（広報紙）	10	1回	1回	1回



個別目標2-(5) 景観・歴史・文化的遺産の保全

番号	環境施策	担当課
1	貴重な歴史文化資源を市の文化財として指定し保全を図ります。	生涯学習課
2	歴史文化資源を紹介する文化財巡りを開催します。	生涯学習課
3	地域の景観に配慮した公共施設の整備を進め、地域の景観形成に先導的役割を果たします。景観重点地区の指定による景観形成を促進します。	都市計画課



環境目標3 資源を大切にすまち

循環型社会とは、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」において、「廃棄物等の発生抑制」、「資源の循環的な利用」及び「適正な処分の確保」がされることにより、限りある天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される仕組みが構築された社会とされています。

国は、各主体が進めてきた循環型社会の形成に向けた取組等により、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に上昇し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は横ばいとなっており、3Rなどの資源生産性を高める取組を一層強化する必要があるとしています。

また、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生しており、万全な災害廃棄物処理体制を構築していく必要があるとして、平成30（2018）年6月に、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね令和7（2025）年までに国が講ずべき施策を示した「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

さらに、ポイ捨てなどにより回収されずに河川などを通じて海への流入により、地球規模での環境汚染となる「海洋プラスチックごみ」の問題や「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年5月法律第19号）に基づく食品ロスの削減に向けた取組など新たな課題への対応が必要となっています。

本市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び「富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、「富里市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「発生抑制の取組の強化」、「分別、適正処理・処分の推進」、「啓発活動の継続・拡充」、「市民・事業者・行政の協働による取組の発展」の4つの基本方針を柱として清掃事業の計画的な推進に努めています。

今後もより一層、ごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収及び集団資源回収等の促進により、廃棄物の発生から最終処分に至るまで適正な資源循環システムの構築を図るとともに、市民・事業者への意識啓発を推進します。

《関連するSDGs目標》



個別目標3-(1) ごみの減量化の推進

番号	環境施策	担当課
1	ごみの減量・リサイクル協力店制度を推進します。	環境課
2	ごみの分別・資源化の徹底を図ります。	環境課
3	グリーン購入の推進を図ります。	環境課
		財政課
4	ワンウェイプラスチックの削減を推進します。	環境課
5	市民によるバザーやフリーマーケットの開催・参加を促進します。	環境課
6	廃棄物の循環型社会の構築のための施設整備を検討します。	環境課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間(見直し) 目標値	目標値
ごみの減量・リサイクル協力店(累積)	1	28件	増加	増加
1人1日当たりのごみ排出量(各年)	2, 3, 5	928.4g/人・日	減少	減少
プラスチックの排出量	4	161t	減少	減少

個別目標3-(2) 資源循環の推進

番号	環境施策	担当課
1	製造、流通、販売、消費、廃棄などのライフサイクル全体で、廃棄物の排出抑制に向けた意識改革を推進するとともに、関係団体と連携し、徹底した資源循環の構築を国や関係業界などに対し要望していきます。	環境課
2	公園の樹木や街路樹の剪定枝のチップ化や堆肥化を推進します。	都市計画課
3	生ごみ処理容器購入費助成制度などによるコンポスト等を活用した堆肥化の普及拡大を図ります。	環境課
4	飲食店や学校給食、各家庭の生ごみを堆肥化し、有効活用を図るためリサイクルシステムを検討・実施します。	環境課
		学校教育課
5	集団資源回収報奨金制度などによる資源物の徹底した分別を推進します。	環境課



《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
集団資源回収数量（各年）	1, 5	525, 549 kg	減少	減少
生ごみ堆肥化容器購入補助件数 （各年）	3	20 件	増加	増加

個別目標3-（3）不法投棄の防止

番号	環境施策	担当課
1	不法投棄監視員などによる監視を継続し、また、ホームページやSNS等を活用し、監視の目が行き届いていることをPRし、抑止効果を図ります。	環境課
2	これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。	環境課
3	ポイ捨て防止条例を啓発します。	環境課
4	アダプトプログラムを推進します。	環境課
5	花のある環境を作ることで、ポイ捨ての防止の意識啓発を図ります。	環境課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
不法投棄件数（各年）	1, 2, 3	69 件	低減	低減
アダプトプログラム参加団体数	4	65 団体	70 団体	70 団体
街角花いっぱいボランティア グループ数	5	7 団体	7 団体	7 団体



環境目標4 地球にやさしく暮らせるまち

平成27(2015)年12月に合意された地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2°Cよりも十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力をすること、今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡を達成することを世界共通の目標として決めました。

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」に基づき、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比で26%削減としました。また、長期目標として令和32(2050)年までに80%削減することを目指しています。

さらに、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、「脱炭素社会」に向けた施策に取り組むとしています。

気候変動への適応については、「気候変動適応法(平成30年法律第50号)」を平成30(2018)年6月に制定し、同年11月には「気候変動適応計画」を策定するなど、適応に関する施策が推進されました。地方公共団体においても、地域での適応の強化のひとつとして、「地域気候変動適応計画」の策定の努力義務が定められています。

本市においても、地球温暖化の取り巻く情勢に遅れることなく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、ライフスタイル等の変革など温室効果ガス排出削減及び森林等の吸収源対策など地球温暖化防止を推進するとともに、生物多様性・生態系保全とバランスのとれた再生可能エネルギー等を推進し、気候変動への影響を回避・軽減する取組を行います。このような地球温暖化対策を行い、市民、事業者、行政が一体となって脱炭素実現(ゼロカーボンシティ)を目指します。

ゼロカーボンシティを実現するために、本市では「省資源・省エネルギーの推進」、「エネルギー自給率の向上」、「域外エネルギーの利用推進」、「温室効果ガス吸収量増加の推進」の4つの項目の推進を図ります。

《関連するSDGs目標》



個別目標4-(1) 地球温暖化防止対策の推進(緩和策)

番号	環境施策	担当課
1	市域の温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進します。	環境課
2	省エネルギー性能の高い製品への買換えや環境に配慮したサービスの利用、ライフスタイルの選択など、市民一人ひとりの行動を促します。	環境課
3	電気自動車や天然ガス等エコカー(低公害車)自動車の普及を啓発します。	環境課
4	身近な緑化を推進するため、植樹や堆肥や緑肥などの有機物による土作りに努めます。	都市計画課
		環境課
5	フードマイレージを意識し、地産地消を推進します。	農政課
		学校教育課
6	森林の有する多目的機能が発揮できる森林へ再生を促進します。	農政課
7	公共交通機関の利用を促進するため、バス会社など関係機関と連携を図り、機能の強化・充実を総合的に検討します。	企画課
8	渋滞の緩和に向けた道路整備を推進します。	建設課
9	歩行者等が利用しやすい道路環境の整備に努めます。	建設課
10	商工団体等と連携を図り、市内事業所の省エネルギー技術分野などへ進出するための支援に努めます。	環境課
11	公用車の更新時に次世代自動車の計画的な導入に努めます。	財政課
12	省エネルギー性能の高い設備・機器の普及に向けて、市民や事業者への情報提供や助言などに努めます。	環境課
13	公共施設に新エネルギーの導入を検討し、また、施設管理においては省エネ法に基づいた管理を推進します。	財政課
14	建屋などへの住宅用省エネルギー設備の導入を推進します。	環境課
15	省エネルギー型の防犯灯の導入を支援します。	市民活動推進課
16	森林再生プランに基づく、森林整備で発生した未利用材を木質バイオマスとして利用することを推進します。	環境課
		農政課
17	省エネルギー、新エネルギーに関する情報提供を図ります。	環境課
18	合同会社とみさとエナジーの供給電力源を自然エネルギーへの転換について検討していきます。	企画課
19	適正なフロンの回収のため、市民や事業者に対する情報提供及び普及啓発を推進します。	環境課



《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
市（事務事業）の温室効果ガス排出量（各年）	1, 11	3,470.9t-CO ₂	3,000t-CO ₂	2,255t-CO ₂
市域の温室効果ガス排出量（各年）	1, 2, 3, 7, 10	381.8千t-CO ₂	300千t-CO ₂	290千t-CO ₂
新たに植栽した公園数（各年）	4	3箇所	1箇所	1箇所
市内で作った農畜産物の生産額	5	1,521万円 (R元)	増加	増加
市道01-007号線事業進捗率	8	41%	67%	100%
歩道の整備延長	9	145m/年	150m/年	150m/年
住宅用省エネルギー設備設置補助件数	12, 14	7件（単年）	50件（累積）	100件（累積）
公共施設の新エネルギー導入件数	13	0件	1件	
省エネルギー型の防犯灯設置基数（累計）	15	2,243灯	2,400灯	2,525灯
未利用材利用量（木材の再資源量）	16	418t	増加	増加

個別目標4-（2）気候変動への対応の推進（適応策）

番号	環境施策	担当課
1	予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて富里市防災マップ（洪水・土砂災害）の周知、市民の防災意識の向上に取り組みます。	防災課
2	避難情報等の伝達体制の推進や自主防災組織の活動推進など風水害による被害を最小限に留めるための体制を強化します。	防災課
3	高温化に対応した農作物の栽培方法や品種の情報提供を行います。	農政課
4	熱中症の発生を抑制するため、市ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	環境課 健康推進課
5	感染症媒介生物（蚊等）の発生源対策について、啓発します。	環境課
6	気候変動による市域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方の周知を図ります。	環境課
7	気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動に関する情報を収集し、対策等を啓発・周知します。	環境課 防災課



《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
土砂災害防災訓練と自主防災組織防災訓練の回数（各年）	1	1回	7回	7回
富里市防災・防犯メール登録者数	2, 3, 4, 6, 7	7,663件	8,500件	8,500件
感染症媒介生物の発生源対策の 広報誌掲載	5	—	1回	1回



環境目標5 みんなで取り組むまち

環境問題は、身近な生活環境から地球温暖化など地球規模の環境に関する問題まで多種多様化し、かつ、経済・社会に関する問題も絡まり、複合化しています。

本市の豊かな自然を守り、安心して生活できる環境を将来に引き継いでいく持続可能なものとするためには、地域のあらゆる資源を活用し、環境から経済・社会の側面も捉えた地域づくりを進めていくことが重要であり、その担い手となる市民・事業者が環境への理解を深め、自主的・積極的に活動に参加することが必要です。

本市が有する自然や景観、文化的資源などの地域資源を適切に保全し、再生することによって、温室効果ガスの吸収、生物の生息・生育の場、良好な景観・風土の形成など環境に関する様々な機能が向上し、それらを農作物等の地域産品の提供や観光誘客、防災・減災に活用することによって、地域活性化や自然災害の軽減など経済・社会に関する効果も期待されます。

また、再生可能エネルギーや温室効果ガス排出抑制、資源循環製品、環境保護など環境に関するビジネスが拡大されることによって、環境と経済・社会の統合的な向上につながります。

これらを推進するためには、地域づくりの担い手である市民・事業者と行政が自らの役割を認識し、パートナーシップにより、相互のネットワークを構築・強化することが重要です。そのためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、あらゆる場・機会を通じた環境学習や将来を担う子どもたちへの環境教育、環境情報の発信、各種イベント等での啓発などの充実が求められています。

協働したまちづくりを目指すため、市民・事業者の取組の支援を行うとともに、情報発信や学習の場の創出を積極的に進めていきます。

本市においても、水循環や水質、気候変動など様々な対策を行う上で、環境・都市・農林などの部署の連携を密にし、一体となって取り組んでいきます。

《関連するSDGs目標》



個別目標5-（1）市民・事業者の環境保全活動支援

番号	環境施策	担当課
1	ゴミゼロ運動やポイ捨てナイナイキャンペーンを支援します。	環境課
2	自治会や各種団体による清掃活動を支援します。	環境課
3	事業者による美化活動の促進を図ります。	環境課
4	街中に花を植える活動を推進します。	環境課
5	環境美化推進員制度を活用し環境美化への啓発活動を推進します。	環境課
6	環境保全活動に関する表彰制度を検討します。	環境課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
ゴミゼロ運動やナイナイキャンペーン及び事業者の美化活動実施日数	1, 2, 3, 5	1日	継続	継続
自治会や各種団体の清掃活動等への補助実績	2, 3	ごみ袋・トング等の配布	継続	継続
花苗の植栽をした公園数	4	28箇所	継続	継続

個別目標5-（2）環境教育・環境学習の推進

番号	環境施策	担当課
1	こどもエコクラブの活動を支援します。	環境課
2	学校での体験的な環境学習を支援します。	学校教育課
3	学校ビオトープの活用を図るため、学校教育の中に取り入れるよう推進します。	学校教育課
4	体験型の環境学習を開催します。	生涯学習課
5	環境講座や自然観察会などの環境について学ぶ機会を提供します。	環境課
6	市内に生息する動植物の調査を実施します。	環境課
7	自然観察会の実施を推進します。	生涯学習課



《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
環境学習実施回数（各年）	1, 4, 5, 6, 7	0回	3回	3回以上
環境学習を実施している学校数	2	全校	全校	全校
ビオトープ設置校数	3	2校	7校	全校

個別目標5-（3）協働による環境活動の推進

番号	環境施策	担当課
1	市民と協働で谷津や水田等の生き物の調査を行い、環境への意識啓発を図ります。	環境課
2	自然環境の環境学習を推進するため、指導者を育成します。	環境課
3	体験型環境学習、歴史文化資源と農業体験を盛り込んだエコツーリズムを推進します。	商工観光課
		農政課
4	市民の自然保護活動を促進するための支援を行います。	環境課
5	環境活動の更なる拡大を図るため、市民団体や事業者に対し、環境保全活動の組織づくりや自主的な活動を支援するとともに、グループ間の交流を促進します。	環境課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
谷津や田んぼ等の生き物の調査 実施回数	1	0回	2回	2回
環境学習等育成講習会	2	0回	2回	2回
環境学習会実施回数（再掲）	3	0回	3回	3回以上
市民活動サポートセンター登録団体 数（環境保全）	4	7団体	現状維持	現状維持



個別目標5-（4）環境に関する情報の発信とネットワーク化の推進

番号	環境施策	担当課
1	広報紙やホームページでの情報発信に際して、分かりやすいレイアウト作りや情報収集しやすい構成に努めます。	広報情報課
		環境課
2	富里市の環境白書を作成し、分かりやすい環境情報を提供するように努めます。	環境課
3	環境美化ポスター展などの啓発事業を推進します。	環境課
4	様々な立場の人が参画し、環境基本計画の進行管理や市民への啓発活動を行う懇話会を設置します。	環境課
5	環境マネジメントシステムに関する情報を提供します。	環境課
6	市民や事業者に対し環境保全を実施している団体や NPO に関する情報を提供します。	環境課
		市民活動推進課

《施策の指標》

施策の指標	個別目標 番号	現状値	中間（見直し） 目標値	目標値
富里市による環境情報の収集と発信を期待する人（市民アンケート）	1	45.70%	検討	検討
環境白書・年次報告等の公表（各年）	2	1回	現状維持	現状維持
環境美化ポスター展の開催（各年）	3	1回	現状維持	現状維持
懇話会開催回数	4	1回	現状維持	現状維持

個別目標5-（5）子どもたちの目線

番号	環境施策	担当課
1	自然環境の保護再生	環境課
2	ごみのポイ捨て禁止	環境課
3	空き地の雑草除去	環境課

《施策の指標》

※この個別目標については、毎年度本市内の中学生にアンケート調査を実施し、アンケート回答で本市の環境に感じていることについて、同類の個別目標に反映させます。

